

福岡市道路照明灯補助金交付要綱（防犯灯）

（趣旨）

第1条 この要綱は、道路上における各種犯罪を防止するため、防犯灯を設置及び維持管理する自治会等の地域団体に対して交付する補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

2 防犯灯の設置及び維持管理の費用に対する補助金については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯灯 道路上における各種犯罪を防止するために、自治会、町内会及び自治協議会その他これらに類する地域団体（以下「自治会等」という。）が設置及び維持管理する照明器具、ポール及び安定器をいう。
- (2) 一般防犯灯 次号に規定する広告付防犯灯以外の防犯灯をいう。
- (3) 広告付防犯灯 広告付きの防犯灯をいう。
- (4) 取替 既設の防犯灯を撤去し、同一箇所新たに防犯灯を設置することをいう。

（補助金交付対象団体）

第3条 この要綱による補助金（以下「補助金」という。）の交付は、自治会等に対して行うものとする。

（補助金交付対象事業）

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる事業とする。なお、補助区分は別表1のとおりとする。

- (1) 設置等事業
自治会等が行う防犯灯の新設、取替、移設、撤去事業（ただし、広告付防犯灯の場合は、新設及び広告部分の取替、移設、撤去は除く）
- (2) 維持管理事業
自治会等が行う一般防犯灯の維持管理事業（電気料金の支払いを含む）

(補助金交付対象防犯灯)

第5条 補助金の交付対象となる防犯灯は、各事業において以下の全ての条件を満たしているものとする。

(1) 設置等事業

- ア 市が管理する道路又は市長が認める道路を照らすものであること。
- イ 常夜灯であること。
- ウ 設置する防犯灯の位置から概ね 20m以内に同じ範囲を照らす他の照明がないこと。

(2) 維持管理事業

- ア 市が管理する道路又は市長が認める道路を照らすものであること。
- イ 常夜灯であること。
- ウ 1つの照明器具当たり（以下「1灯当たり」という。）の契約ワット数が 200ワット以下のものであること。
- エ 電力会社等との契約種別が公衆街路灯契約であること。
ただし、次項に該当する場合を除く。

2 集合住宅（団地、マンション等）の防犯灯については、前項を満たしていることを現地調査にて確認した上で交付するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 設置等事業にかかる補助金（以下「工事費補助金」という。）の額
新設及び取替の工事（いずれもLED照明器具の設置に伴う工事に限る。）については工事費の3分の2以下、その他の工事については工事費の2分の1以下とし、別表2に掲げる1灯当たりの上限額の範囲内とする（100円未満切り捨て）。
ただし、防犯灯の安定器交換等の修理に要する費用は、対象外とする。
- (2) 維持管理事業にかかる補助金（以下「管理費補助金」という。）の額
電力会社等との契約ワット数に応じ、別表3に掲げる補助金単価に、年度当初時点において自治会等が維持管理している一般防犯灯の照明器具の数を乗じて得た額とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、次の各号に掲げる補助金の区分に応じ、当該各号に定める必要書類を市長に提出しなければならない。

(1) 工事費補助金

- ア 防犯灯工事費補助金交付申請書 兼 事前協議申請書
- イ 防犯灯工事内訳書
- ウ 防犯灯工事現場地図
- エ その他市長が必要と認める書類

(2) 管理費補助金

- ア 防犯灯管理費補助金交付申請書
- イ 電力会社等発行の電気料金の請求書又は領収証の写し
- ウ その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付を初めて受けようとする自治会等は、前項に定める必要書類に役員名簿及び規約等を添付しなければならない。

(補助金交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきと認めた場合は、補助金交付決定通知書により、当該申請を行った自治会等に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた自治会等（以下「補助事業者」という。）は、事業完了後速やかに、実績報告書その他市長が定める書類を市長に提出しなければならない。

(工事費補助金の額の確定及び交付)

第10条 市長は、前条の報告を受けたときは、審査を行った上で、交付すべき工事費補助金の額を確定し交付するものとする。

(管理費補助金の額の確定及び交付)

第11条 管理費補助金は、審査を行った上で、交付すべき額を確定し前金払いで交付するものとする。

(補助事業の変更)

第12条 補助事業者は、規則第6条第1項第1号の規定による承認を受けようとするときは、補助金交付変更申請書を市長に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第 13 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。以下「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした自治会等の代表者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付しないものとする。

(1) 暴力団員（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団（暴排条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者の代表者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、警察への照会確認を行うため、補助金の交付の申請をした自治会等に対し、その代表者の氏名（フリガナを付したもの）及び生年月日の個人情報に記載した文書の提出を求めることができる。

(その他)

第 14 条 この要綱及び規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 31 日をもって廃止する。ただし、事業検証の結果、この終期において廃止することが適当でないとは判断される場合は、これを延長することができる。

防犯灯補助金交付要領

昭和48年 4 月 1 日制定

昭和49年 6 月 1 日一部改定（補助金額）

昭和50年 4 月 1 日一部改定（補助金額）

昭和51年 6 月 1 日一部改定（補助金額）

昭和52年 4 月 1 日一部改定（補助金額）

昭和53年10月 1 日一部改定（補助金額）

昭和54年 4 月 1 日一部改定（補助金額）

昭和55年 4 月 1 日一部改定（補助金額）

昭和56年 4 月 1 日一部改定（補助金額）

昭和60年 4 月 1 日一部改定（補助金額）

昭和62年 4 月 1 日一部改定（補助金額）

平成 4 年 4 月 1 日一部改定（補助金額）

平成 8 年 4 月 1 日一部改定（補助金額）

平成16年 4 月 1 日一部改定（補助金額）

防犯灯補助金交付要綱

平成22年4月1日制定

平成24年4月1日改定（補助金額その他）

平成25年4月1日改定（直接補助化その他）

平成26年4月1日改定（広告付防犯灯）

平成28年4月1日改定（補助項目の追加その他）

平成29年4月1日改定（補助対象その他）

令和2年4月1日改定（補助金額その他）

令和4年4月1日改定（補助対象その他）

令和5年4月1日改定（補助対象その他）

令和6年4月1日改定（補助金額その他）

別表1 補助区分

補助項目		種別	
		一般防犯灯	広告付防犯灯
設置等事業 (工事費)	新設	○	×
	取替	○	○*
	移設	○	○*
	撤去	○	○*
維持管理事業 (管理費)		○	×

備考 ○は補助対象 ×は補助対象外

※広告部分に係る工事は補助対象外

別表2 工事費補助金上限額 (1灯当たり)

工事の種類	新設	取替	移設	撤去
灯具本体	19,000円	19,000円	9,000円	4,000円
ランプ取替 (LEDに限る)		19,000円		
ポール	35,000円	35,000円	22,000円	11,000円
灯具及びポール	54,000円	54,000円	22,000円	11,000円

備考

- 1 工事におけるLED照明器具(ソーラー式防犯灯やランプ取替も含む)は、消費電力10ワット以下を標準とする(ただし、周辺の状況を考慮し、上限を20ワットとすることがある)。なお、20ワットを超えるLED照明器具を設置する場合は、事前に市長の承認を得ること(その場合の上限は40ワットとする)。
- 2 防犯灯(LED照明器具のものに限る)の取替については、故障による場合を除き、設置後概ね10年を経過したものを工事費補助金の対象とする。
- 3 以下の場合は、工事費補助金の対象外とする。
 - (1) 前年度以前に完了した工事
 - (2) 安定器交換等の修理
 - (3) 事前に交付決定を受けずに行われた工事

別表3 管理費補助金単価

電力会社等との契約ワット数	補助金単価
10ワット	1,300円
20ワット	1,800円
40ワット	1,900円
60ワット以上	2,500円

備考

1 管理費補助金の交付対象は、当該年度の4月1日時点において自治会等が維持管理している防犯灯とし、その証として電力会社等の4月分若しくは5月分の請求書又は領収証の写しを申請書類に添付する。

なお、年度途中における灯数の変動については、次年度から反映する。

2 電力会社等の4月分若しくは5月分の請求書又は領収証を紛失した場合は、6月分以降の請求書又は領収証の写しを申請書類に添付することでこれに代えることができる。ただし、当該年度中に工事費補助金の交付を受ける場合は、工事費補助金の交付決定を受けた月より前の月分の請求書又は領収証の写しに限る。

3 契約ワット数が200ワットを超える防犯灯は、管理費補助金の対象としない。